

●香川県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年7月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

平成19年7月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市木太町字洲端2021番6地先 から	前	20.0~39.0	119	高松広域都市計 画道路事業によ るバイパス建設
高松市木太町字洲端2146番6地先 まで	後	20.0~47.5	119	